福島県企業局

1

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

### 目 次

### 規 則

## ○知事が保有する公文書の開示等に 関する規則の一部を改正する規則

### ○福島県公営企業の管理者の権限を 規程 等に関する規程の一部を改正する 行う知事が保有する公文書の開示

### 福島県病院局

○福島県病院事業管理者が保有する 部を改正する規程 公文書の開示等に関する規程の一

## 福島県教育委員会

○福島県教育委員会が保有する公文 改正する規則 書の開示等に関する規則の一部を

平成21年3月24日 火曜日

## 福島県公安委員会

○福島県公安委員会及び福島県警察 則 に関する規則の一部を改正する規 本部長が保有する公文書の開示等

## 福島県選挙管理委員会

○福島県選挙管理委員会が保有する 部を改正する規程 公文書の開示等に関する規程の

## 福島県人事委員会

○福島県人事委員会が保有する公文 改正する規則 書の開示等に関する規則の一部を

## 福島県労働委員会

○福島県労働委員会が保有する公文 書の開示等に関する規則の一部を

## 福島県収用委員会

○福島県収用委員会が保有する公文 書の開示等に関する規則の一部を

## 福島海区漁業調整委員会

○福島海区漁業調整委員会が保有す る公文書の開示等に関する規程の 部を改正する規程

൛൮

Ŧi.

0)

### 福島県監査委員

○福島県監査委員が保有する公文書 正する規程 の開示等に関する規程の一部を改

福島県知事

改正する規則

改正する規則

## 福島県内水面漁場管理委員会

○福島県内水面漁場管理委員会が保

程の一部を改正する規程 有する公文書の開示等に関する規

規 ğΙ

知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐 藤 雄

平

## 福島県規則第十八号

知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する公文書の開示等に関する規則(平成十二年福島県規則第百六十二号) 一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第三十六条」を「第三十五条」に改める。 第十二条中「第三十五条」を「第三十四条」に改める。 第十条中「(条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。)」を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

## 公文書開示請求書

年

耳

Ш

(郵便番号

請水者 住所又は所在地

氏名又は名称 (代表者の氏名)

箈

(電話番号

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

\* 以下の欄には、記入しないでください。

			冰	備
В	Я	年	示決定期限	開
			当課 (所)	描

備考

- 指します。 「窓口」とは、当該公文書を保有する担当課(所)における情報公開の窓口を 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。なお、
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 番とし、縦長にして用いてください。
- この規則は、公布の日から施行する。

1

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の知事が保有する公文書の開示等に 改正後の知事が保有する公文書の開示等に関する規則様式第一号による公文書開示請 関する規則(以下「改正前の規則」という。)様式第一号による公文書開示請求書は、 求書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第一号による用紙は、所 要の調整をして使用することができる。

(文書法務課

## 福島県企業局

部を改正する規程をここに公布する 福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程の

平成21年 3 月24日

平成21年3月24日 火曜日

福島県知事 弁 藤 推 +

## 福島県企業局管理規程第1号

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関

# する規程の一部を改正する規程

(平成12年福島県企業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する 福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程

> 様式第1号を次のように改める。 第10条中「(条例第32条第2項において準用する場合を含む。)」を削る

様式第1号(第2条関係)

公文書開示請求書

福島県知事

年

旦

Ш

住所又は所在地 (郵便番号

請水者 氏名又は名称 (代表者の氏名) (電話番号

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の件名又は内容 0 × B 67 Ħ 囲 示法 写しの交付((1)窓口での交付(2)郵送等による交付) 閲覧、聴取又は視聴

\* 以下の欄には、記入しないでください。

			<b>₩</b>	童
Н	Ħ	年	開示決定期限	<u></u>
			当課 (所)	描

指します。 「窓口」とは、当該公文書を保有する担当課(所)における情報公開の窓口を 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。なお、

- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。
- この規程は、公布の日から施行する
- 0 様式第1号による公文書開示請求書は、改正後の福島県公営企業の管理者の権限を行 う知事が保有する公文書の開示等に関する規程様式第1号による公文書開示請求書と 行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程(以下「改正前の規程」という。) この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県公営企業の管理者の権限を
- 要の調整をして使用することができる この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第1号による用紙は、所

(経営企画課)

\*

## 福島県病院局

をここに公布する 福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

平成21年 3 月24日

福島県病院事業管理者 疤 푈 英 #

# 福島県病院局管理規程第1号

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程(平成16年福島県病院 正する規程

局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。 第10条中「(条例第32条第2項において準用する場合を含む。)」を削る

**様式第1号** (第2条関係) 様式第1号を次のように改める。

公文書開示請求書

年 耳

Ш

福島県病院事業管理者

請水者 住所又は所在地 氏名又は名称

(代表者の氏名)

絡

(電話番号

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

以下の欄には、記入しないでください。

齑	開示決定期限	担当課(病院)
冰	規	(1)
	年	
	月	
	Ш	

- 「窓口」とは、当該公文書を保有する担当課(病院)における情報公開の窓口 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。なお、
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とし、縦長にして用いてください。

を指します。

- この規程は、公布の日から施行する。
- 2 る規程様式第1号による公文書開示請求書とみなす。 公文書の開示等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)様式第1号による公 文書開示請求書は、改正後の福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関す この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県病院事業管理者が保有する
- 要の調整をして使用することができる。 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第1号による用紙は、所

ယ

(病院総務課)

福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

# 平成二十一年三月二十四日

# 福島県教育委員会規則第四号

# 福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正す

員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。 福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則 (平成十二年福島県教育委

第十二条第一項中「第三十六条」を「第三十五条」に改める。 第十条中「(条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。)」を削る

様式第1号(第2条関係) 様式第一号を次のように改める

福島県教育委員会

公文書開示請求書

年 耳

Ш

請水者 住所又は所在地 (郵便番号

氏名又は名称 (代表者の氏名)

(電話番号

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の件名又は内容 0 X B Ø ¥ 匨 示法 2 写しの交付 ( (1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付 閲覧、聴取又は視聴

\* 以下の欄には、 記入しないでください。

  開示決定期限	担当課(
明疑	所)
年	
Л	
Ш	

福島県教育委員会

瘟

扩

「窓口」とは、当該公文書を保有する担当課(所)における情報公開の窓口を 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。なお、

用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とし、縦長にして用いてください。

この規則は、公布の日から施行する。

指します。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県教育委員会が保有する公文 書の開示等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)様式第一号による公文書 開示請求書は、改正後の福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則様 式第一号による公文書開示請求書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第一号による用紙は、 要の調整をして使用することができる。

(教育総務課)

所

# 福島県公安委員会

部を改正する規則をここに公布する 福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則の一

平成21年3月24日

福島県公安委員会委員長 松 H 强

汽

# 福島県公安委員会規則第5号

る規則の一部を改正する規則 福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関す

成13年福島県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する 福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則(平

様式第1号を次のように改める。

第10条中「(条例第32条第2項において準用する場合を含む。)\_

を削る

**様式第1号** (第2条関係)

福島県公安委員会

(福島県警察本部長)

公文書開示請求書

 $\blacksquare$ 

Ш

年

請求者 住所又は所在地 氏名又は名称 (代表者の氏名) (郵便番号

(電話番号

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

•	(2) 郵送等による交付 )	閲覧、聴取又は視聴 写しの交付 ( (1) 窓口での交付	1 2	開示法	る方	& &	来の
				「内内の	、 文 書 :名又は内:	₩ \/	公件

\* 以下の欄には、記入しないでください。

			重	
ш	Я	年	開示決定期限	
			担当課 (所・署)	-44

### 備考

- 窓口」とは、福島県警察情報センターにおける情報公開の窓口を指します。 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。なお、
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

- この規則は、公布の日から施行する
- 長が保有する公文書の開示等に関する規則様式第1号による公文書開示請求書とみな 式第1号による公文書開示請求書は、改正後の福島県公安委員会及び福島県警察本部 本部長が保有する公文書の開示等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)様 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県公安委員会及び福島県警察

要の調整をして使用することができる。 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第1号による用紙は、所

ယ

(県民サービス課)

# 選挙管理委

# 福島県選挙管理委員会告示第四号

を次のように定める。 福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

平成二十一年三月二十四日

福島県選挙管理委員会

男

正する規程 正する規程福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改福島県選挙管理委員会が保有する公文書の関示を表

挙管理委員会告示第八十四号)の一部を次のように改正する。<br/> 第十条中「(条例第三十二条第1 福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程(平成十二年福島県選 「項において準用する場合を含む。)」を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

福島県選挙管理委員会委員長

公文書開示請求書

年

旦

Ш

(郵便番号

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者の氏名) 箔

(電話番号

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

<u>~</u>	公件
8	、文書:名又は内:
%	X C
照	<b>世</b> 农
<u>H</u>	の容
1	
閲覧、	
、聴取又は視聴	

9

七

法 2

写しの交付 ((1)窓口での交付(2)郵送等による交付)

※ 以下の欄には、記入しないでください。

症	開示決定期限
	年
	Я
	B

### 備兆

- 1 「求める開示の方法」の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

### 阵則

- この規程は、公布の日から施行する。
- る規程様式第一号による公文書開示請求書とみなす。 文書開示請求書は、改正後の福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関す公文書の開示等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)様式第一号による公2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県選挙管理委員会が保有する
- 要の調整をして使用することができる。 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第一号による用紙は、※

## 福島県監査委員

福島県監査委員告示第一号

平成二十一年三月二十四日ように定める。福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次の

平成21年3月24日 火曜日

福島県監査委員

# 福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する

告示第三号)の一部を次のように改正する。 福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程(平成十二年福島県監査委員

第十条中「(条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。)」を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

公文書開示請求書

謯
清
酮
査
袠
ÜĽ.

**⇒** 

(郵便番号 ) 請求者 住所又は所在地

年

旦

Ш

氏名又は名称 (代表者の氏名) 連 絡 先

(電話番号

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公 文 書 の 件名又は内容 求 め る 開 示 1 閲覧、聴取又は視聴 の 方 法 2 写しの交付((1)窓口での交付(2)郵送等による交付)		
	める開方	公 文 書 の件名又は内容
閲覧、聴取又は視聴 写しの交付( (1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付 )	2	
(2) 郵送等による交付 )	閲覧、聴取又は視聴 写しの交付 ( (1) 窓口での交付	
	(2) 郵送等による交付	

※ 以下の欄には、記入しないでください。

蕭	開示決定期限
	年
	Я
	Н

### 水野

- 1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 番とし、縦長にして用いてください。

# この規程は、公布の日から施行する。

1

- 一号による公文書開示請求書とみなす。
  一号による公文書開示請求書は、改正後の福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)様式第一号による公文書開2。この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県監査委員が保有する公文書
- この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第一号による用紙は、所

3

福島県人事委員会委員長

福

こに公布する。 福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をこ

平成二十一年三月二十四日

## 福島県人事委員会規則第六号

# 福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則

員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。 福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則(平成十二年福島県人事委

第十条中「(条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。)」を削る。 様式第一号を次のように改める

様式第1号(第2条関係)

公文書開示請求書

Ш

年 田

住所又は所在地

請水者

氏名又は名称 (代表者の氏名)

(電話番号

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の件名又は内容 8 C B る方 팶 示法 2 写しの交付 ( (1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付 閲覧、聴取又は視聴

> \* 以下の欄には、記入しないでください。

(監査総務課)

症	開示決定期限
	年
	月
	H

福島県人事委員会 委員長

新

城

希 子

- 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

### 附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県人事委員会が保有する公文 開示請求書は、改正後の福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則様 書の開示等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)様式第一号による公文書 式第一号による公文書開示請求書とみなす。
- 3 要の調整をして使用することができる。 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第一号による用紙は、 所

(総務審査課)

# 福島県労働委員会

こに公布する。 福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をこ

平成二十一年三月二十四日

福島県労働委員会

# 福島県労働委員会規則第一号

# する規則 福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正

員会規則第一号)の一部を次のように改正する。 福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則 (平成十八年福島県労働委

第十条中「(条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。)」を削る。

様式第1号 (第2条関係) 様式第一号を次のように改める。

公文書開示請求書

年  $\mathbb{H}$ Ш

福島県労働委員会会長

(郵便番号

請求者 住所又は所在地 (代表者の氏名) 氏名又は名称

(電話番号

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

$\overline{}$	(2) 郵送等による交付	閲覧、聴取又は視聴 写しの交付 ( (1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付	1	開示法	る方	米の 多
				、文書の *名又は内容	× ×	公件名

\* 以下の欄には、記入しないでください。

示決定期限
年
月
$\Box$

### 無光

- 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

- この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県労働委員会が保有する公文 式第一号による公文書開示請求書とみなす。 開示請求書は、改正後の福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則様 書の開示等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)様式第一号による公文書
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第一号による用紙は、 要の調整をして使用することができる。

こに公布する 福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をこ

平成二十一年三月二十四日

福島県収用委員会

会長 渡

邊

健 壽

# 福島県収用委員会規則第一号

る規則 福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正す

員会規則第二号)の一部を次のように改正する。 福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則 (平成十二年福島県収用委

第十条中「(条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。)」を削る。 様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

公文書開示請求書

年

耳

Ш

福島県収用委員会会長

(郵便番号

請求者 住所又は所在地 氏名又は名称

(代表者の氏名) 谽

(電話番号

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

茶の	公 文 書 の件名又は内容
8	<b>4</b>
る方	
噩	
示法	の容
2	
國軍	
閲覧、]	
聴取又は視聴  交付((1) 窓	
# X X	
な技 (1)	
職級	
<del>\</del>	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
4	
(2)	
典	
送業	
閲覧、聴取又は視聴 写しの交付 ( (1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付	
0%	
X   4	

### 麁

開示決定期限

平

田

Ш

請求者

住所又は所在地 氏名又は名称 (代表者の氏名)

郵便番号

\*

痽

老

- 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。
- ※印の欄は、記入しないでください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

# この規則は、公布の日から施行する。

1

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県収用委員会が保有する公文 開示請求書は、改正後の福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則様 式第一号による公文書開示請求書とみなす。 書の開示等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)様式第一号による公文書

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第一号による用紙は、 要の調整をして使用することができる。

# 福島海区漁業調整委員会告示第一号

程を次のように定める。 福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規

平成二十一年三月二十四日

福島海区漁業調整委員会

田 幸 徳

# 改正する規程 福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を

区漁業調整委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。 福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程 (平成十二年福島海

第十条中「(条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。)」を削る 様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

9

福島海区漁業調整委員会会長

公文書開示請求書

年 Ш

Ш

要の調整をして使用することができる。

この規程は、公布の日から施行する。

3 2 関する規程様式第一号による公文書開示請求書とみなす。 る公文書の開示等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)様式第一号による 公文書開示請求書は、改正後の福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島海区漁業調整委員会が保有す この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第一号による用紙は、 所

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

(電話番号

求める開示の方法	公 文 書 の件名又は内容
閲覧、聴取又は視聴 写しの交付 ( (1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付	
だ付 (2) 郵送等による交付 )	

以下の欄には、記入しないでください。

\*

7#	7
	ì
	1

公開の窓口を指します。 **「窓口」とは、当該公文書を保有する海区漁業調整委員会事務局における情報** 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。なお、

用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とし、縦長にして用いてください。

則

福島県内水面漁場管理委員会会長

# 島県内水面漁場管

# 福島県内水面漁場管理委員会告示第三号

る規程を次のように定める。 福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正す

平成二十一年三月二十四日

部を改正する規程 福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一

島県内水面漁場管理委員会告示第四号)の一部を次のように改正する。 第十条中「(条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。)」 を削る。

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程(平成十二年福

様式第一号を次のように改める。

公文書開示請求書

Ш

年  $\mathbb{H}$ 

住所又は所在地 (郵便番号

請求者

氏名又は名称 (代表者の氏名)

(電話番号

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の件名又は内容 9 # 8 力 Ø 팶 示法 2 写しの交付 (1) 窓口での交付 閲覧、聴取又は視聴 (2) 郵送等による交付

以下の欄には、記入しないでください。

\*

童	開示決定期限
冰	皿
	年
	Thr
	Я
	ш

福島県内水面漁場管理委員会

長林

久 夫

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。

開示等に関する規程様式第一号による公文書開示請求書とみなす。 よる公文書開示請求書は、改正後の福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の 有する公文書の開示等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)様式第一号に この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県内水面漁場管理委員会が保 この規程は、公布の日から施行する。

2

3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第一号による用紙は、 要の調整をして使用することができる。 所

> 発行者 印刷所 島 印